

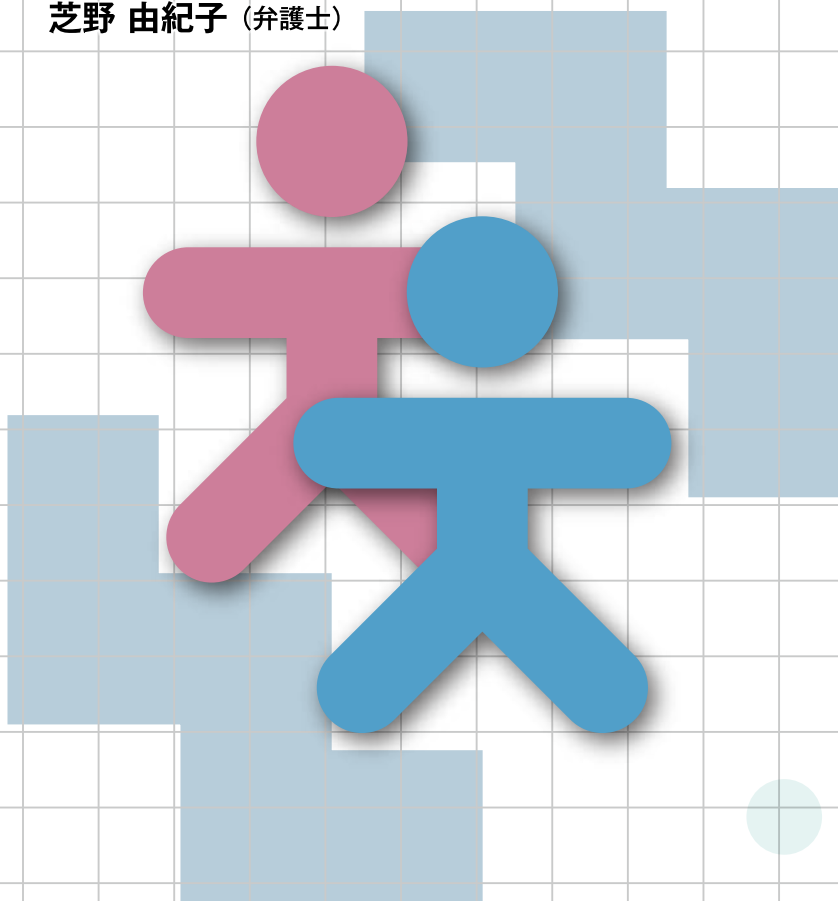
# こどもの福祉・医療・権利擁護 相談支援ハンドブック

共編 石井 逸郎 (弁護士)

中村 仁志 (弁護士)

著 河邊 優子 (弁護士)

芝野 由紀子 (弁護士)



新日本法規

## 第2章 園や学校におけるこどもの安全

[12] 学校や幼稚園の管理下における事故で子どもが負傷し、医療費等を請求する場合（災害共済給付制度）

提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（学校から）独立行政法人日本スポーツ振興センター</li> <li>・（被害者から）通学する学校や幼稚園</li> </ul>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費請求書、障害見舞金請求書</li> </ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害報告書、災害継続報告書</li> <li>・「医療等の状況」に関する書面</li> </ul>
関連法令等	スポーツ振興16等、学保安26～30

### 解 説

#### 1 災害共済給付制度の沿革

学校等の管理下における事故等によって幼児、児童、生徒及び学生ら（以下、「児童生徒等」といいます。）の負傷、疾病、障害又は死亡等の災害が発生した場合、その賠償は、民法や国家賠償法、通学中の自動車事故であれば自動車損害賠償保障法による損害賠償請求が考えられますが、その制度には幾つかの要件があり、こうした制度では必ずしも短期間に十分な救済が受けられるとは限りません。学校等の管理下では、通学中や、理科や体育等の授業中、遠足、部活動等様々な場面で子どもたちが負傷等を被る事故が起こり得るものです。その場合、誰の過失責任によりその事故が発生したかを問う前に、まずは速やかにかつ十分な救済がなされるべきです。そこで、昭和35年4月より、こうした学校等の管理下における事故の災害の救済制度として日本学校安全会の災害共済給付制度が始まり、平成15年10月1日付けで

発足した独立行政法人日本スポーツ振興センターにこれが引き継がれています。

同センターの行う災害共済給付は、学校の設置者が児童生徒等の保護者の同意を得て当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する契約によって、所定の基準によって行われる仕組みであり、災害共済給付の給付金には、医療費、障害見舞金、死亡見舞金があります。

## 2 学校等の管理下で負傷事故が発生した場合

例えば、遠足等で何らかの事故に巻き込まれ、子どもが負傷し医療機関等で治療を受け、医療費等の損失が発生した場合、保護者は学校から「医療等の状況に関する書面」の用紙をもらって当該医療機関等から医療費の証明を受け、その証明書を学校に提出し、学校は、「災害報告書」を添えて学校の設置者（例えば、市立学校の場合は当該市）に提出し、学校の設置者が同センターに提出すると、その医療費等の支払を受けるという仕組みになっています。私立の学校は、その学校法人が学校の設置者ですから、当該学校法人が、同センターに提出して請求します。

この場合の給付額は、医療保険並みの「療養に要する費用」（※医療費の総額のこと。本人（保護者）負担分の金額ではありません。）の4/10です。例えば「療養に要する費用」（医療費の総額）が10,000円かかったときは、同センターから、 $10,000円 \times 4/10$ の4,000円を給付されます。

また、後遺症が残った場合には、その障害の程度に合わせて、障害見舞金が支給されます。

## 3 同センターの役割

以上の仕組みにより、同センターには、「災害共済給付統計」という

---

形で、学校事故の事例が集積されることになります。事故の発生場所、負傷、疾病の種類及び死亡・障害事例等の分析を通じて、その原因や再発予防策を調査・検討し、その調査報告書を公表して、学校安全の向上に役立っています。

## 〔46〕 障害児が福祉手当を受給する場合（障害児福祉手当）

提出先	・市区町村の障害福祉担当窓口
提出書類	・障害児福祉手当認定請求書
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書</li> <li>・戸籍謄本</li> <li>・住民票</li> <li>・本人名義の預金通帳</li> <li>・所得の確認できる書類</li> <li>・印鑑</li> <li>・マイナンバー及び本人確認書類</li> <li>・（転入の場合）課税証明書</li> </ul>
関連法令等	特別児童扶養手当17～26、特別児童扶養手当令6～9の2、特別児童扶養手当則、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令1～13・様式1

## 解 説

## 1 制度の概要

重度障害児本人に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的として、精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給される手当です。

## 2 支援の内容

支給対象となる「重度障害者」に該当する障害の程度については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第一に定められています。

具体的な支給金額は、令和5年4月時点で、1万5,220円となっていますが、物価変動等により改定される場合があります。

支給は、原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。

ただし、世帯構成等に応じた所得制限があり、受給資格者（重度障害児）本人又は同居する父母等の所得が一定額を超えると支給を受けられないことがあります。

### 3 利用までの流れ

各市区町村の窓口で、所定の診断書及びその他添付書類を提示して請求します。診断書の書式は、各市区町村の窓口で交付していますので、事前に入手して医師に記入してもらいます。一定の認定を受けていることで診断書が不要となる場合もあります。

## [75] 外国籍の子どもに対して差別意識をあおるような言動がなされた場合（ヘイトスピーチ解消法）

申立先	・在籍する学校、相手方の居住地（訴訟の場合は申立人の居住地も可）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所
提出書類	・（民事調停の場合）調停申立書 ・（訴訟の場合）訴状
添付書類	・差別的言動がなされたことを証明できる文書、録音等
関連法令等	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

### 解 説

#### 1 ヘイトスピーチ解消法とは

海外出身者に対する不当な差別的発言を解消すべく、国民に不当な差別的言動のない社会の実現に向けて努力すべきこと、国及び地方公共団体に対しては不当な差別的発言の解消に向けた取組に関する施策を推進するための措置を講じることが規定されています。

#### 2 差別意識をあおるような言動がなされた場合の対応

同じ学校に通う児童、生徒からの言動の場合、まずは学校に対してそのような言動がされたことを伝え、学校から加害児童、生徒に対して言動の改善を求めることが考えられます。

なお、言葉だけの場合、加害者が否定することもあり得ることから、他のいじめのケースと同様、学校としては慎重な対応が求められます。周囲にいた児童生徒からの聞き取りなどから、まずは事実関係の把握に努めることが重要です。

また、LINEやメール等により明確な証拠が残っている場合には、それを基に学校から加害児童、生徒に対して指導を行うことが考えられます。

あまりに悪質かつ執拗な差別的発言がされ、学校からの指導によっても改善されない場合、被害者から加害児童、生徒に対して民事調停、訴訟によって損害賠償を求めることも考えられます。

ただし、特に民事訴訟においては証拠がどの程度あるかにより結論が左右されることから、言葉のみの場合には、証拠が足らず賠償請求が認められない場合もあります。



[93] 親が子どもの引渡しを求める場合（子の監護者指定・子の引渡し審判申立て）

申立先	・相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所
提出書類	・子の監護者指定審判申立書 ・子の引渡し審判申立書
添付書類	・戸籍謄本、連絡先などの届出書、進行に関する照会回答書 ・子1人につき収入印紙1,200円（子の監護者指定審判申立事件と子の引渡し審判申立事件の両方の場合にはそれぞれの事件ごと）、郵便切手
関連法令等	民766、家事105・106・109・157①三、民保43②

解 説

1 子の監護者指定・子の引渡し審判申立手続の概要

①両親が婚姻中で、子と離れて暮らすことになった親（別居親）が子の引渡しを求める場合には、別居親は自身を監護者に指定するよう監護者指定・子の引渡しの審判の申立てが考えられます。②両親が離婚しており、親権者である親が子の引渡しを求める場合には、子の引渡しの審判の申立て、③両親が離婚しており、親権者ではない親が子の引渡しを求める場合、親権者変更・子の引渡しの審判の申立て又は監護者指定・子の引渡し審判の申立てが考えられます。④婚姻中でも、監護している者が監護者としての地位を確たるものにするために監護者指定の申立てをする場合もあります。

子の監護者指定・引渡し審判申立後は、家庭裁判所調査官による事

実の調査、審問期日における当事者の陳述の聴取、15歳以上の子の陳述聴取などが行われたのちに審判がされます。

子の監護者は、①現在までの子の監護状況、②父母の監護能力・監護体制、③きょうだいの状況、④子の事情や子の意思などから総合的に判断されます。

子の監護者指定・子の引渡し審判の申立権者は父又は母で、それ以外の第三者には申立権限はありません。

## 2 調停及び審判のいずれを選択すべきか

子の監護者指定・子の引渡し事件については、調停で話し合いが成立することもあります。別居親が調停を経ずに審判により早期に結論を出したいと考える場合や、子を早期に安定した環境で生活させる必要がある場合があり、まずは審判で主張立証をした後で、話し合いの余地があれば付調停とし、話し合いの余地がなければ、審判で決定がされることも多いです。

## 3 保全処分

子の監護者指定・子の引渡し審判については、審判確定後では実現不可能になるおそれがある場合に審判内容の実現を図るために、保全処分が認められています。

子の監護者指定・子の引渡し調停又は審判の係属する家庭裁判所に申し立てます。その事件が、即時抗告により高等裁判所に係属している場合には、高等裁判所に申し立てます。

申立てに当たっては、①本案（子の監護者指定・子の引渡し審判）認容の蓋然性、②保全の必要性を疎明する必要があります。①については、どちらの親と同居するか何度も変更することは子どもにとって悪影響であるため、本案が認められる蓋然性が必要と考えられています。

す。②については、同居親から子どもに対する虐待があり子に悪影響がある場合などが考えられます。

保全の手続でも、家庭裁判所調査官による事実の調査、当事者の陳述の聴取の手続があります。ただし、保全手続の場合には、当事者の陳述の聴取を経ることにより保全処分の目的を達することができない事情がある場合には陳述の聴取は不要とされており、本案の場合には審問期日で陳述を聴取しなければならないとされていますが、保全処分の場合には聴取の方法も特に定められていません。

保全処分は、確定を待たずに、審判を受ける者に告知することによって効力を生じ、不服申立てである即時抗告がされても裁判所の裁量で執行停止するだけで当然には効力は停止しません。そのため、保全処分が告知され効力を生じたら、強制執行が可能になります。また、保全命令が送達された日から2週間を経過したときは保全執行ができなくなるので期間内に執行する必要があります。



新日本法規